要介護常態申告書

【常時介護を必要とする状態に関する判断基準（平成７年婦発第 277 号・職発第 696 号）】

この申告書は介護休業の申出にかかる「常時介護を必要とする状態」の判断について行政当局の通達による判断基準に照らし、次の①②のいずれかに該当していることを、介護休業を取得しようとする従業員が介護休業を申し出る際に会社へ申告して頂くものです。

※必要に応じて医師の証明書または診断書をお願いする場合があります。

① 第１表：日常生活動作事項（イ～ホの５項目）のうち、全部介助が１項目以上または一部介助が２項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。

② 第２表：問題行動（イ～トの７項目）のうち、いずれか１項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

（第１表：日常生活動作）

態様／事項	１　自分で可	２　一部介助	３　全部介助
イ　歩行	・杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける。	・付添いが手や肩を貸せば歩ける	・歩行不可能
ロ　排泄	・自分で昼夜とも便所でできる ・自分で昼は便所、夜は簡易便器を使ってできる	・介助があれば簡易便器でできる ・夜間はおむつを使用している	・常時おむつを使用している
ハ　食事	・スプーン等を使用すれば自分で食事ができる	・スプーン等を使用し、一部介助すれば食事ができる	・臥床のままで食べさせなければ食事ができない
ニ　入浴	・自分で入浴でき、洗える	・自分で入浴できるが、洗うときだけ介助を要する ・浴槽の出入りに介助を要する	・自分でできないので全て介助しなければならない ・特殊浴槽を使っている ・清拭を行っている
ホ　着脱衣	・自分で着脱できる	・手を貸せば、着脱できる	・自分でできないので全て介助しなければならない

（第２表：問題行動）

程度／行動	重度	中度	軽度
イ　攻撃的行為	人に暴力をふるう	乱暴なふるまいを行う	攻撃的な言動を吐く
ロ　自傷行為	自殺を図る	自分の体を傷つける	自分の衣服を裂く、破く
ハ　火の扱い	火を常にもてあそぶ	火の不始末が時々ある	火の不始末をすることがある
ニ　徘徊	屋外をあてもなく歩きまわる	家中をあてもなく歩きまわる	ときどき部屋内でうろうろする
ホ　不穏興奮	いつも興奮している	しばしば興奮し騒ぎたてる	ときには興奮し騒ぎたてる
ヘ　不潔行為	糞尿をもてあそぶ	場所をかまわず放尿、排便をする	衣服等を汚す
ト　失禁	常に失禁する	時々失禁する	誘導すれば自分でトイレに行く

第１表、第２表の該当する事項をご記入し、記載日と署名・捺印のうえ会社へ提出して下さい。

（第１表：日常生活動作）に該当する事項と態様をご記載下さい。

イ-　　、ロ-　　、ハ-　　、ニ-　　、ホ-

（第２表：問題行動）に該当する行動と程度をご記載下さい。

イ-　　、ロ-　　、ハ-　　、ニ-　　、ホ-　　、ヘ-　　、ト-

この度、介護休業申出書にかかる家族（氏名　　）の常時介護を要する状態については、上記のとおりである旨、申告致します。

平成　　年　　月　　日　　氏名　　㊞